

太田市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第 7 6 号

太田市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則
太田市債権管理条例施行規則（令和 3 年太田市規則第 4 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、前項の規定によりその承認を取り消すときは、履行延期承認取消通知書（様式第 1 3 号）により通知するものとする。

第 1 4 条第 1 項中「様式第 1 3 号」を「様式第 1 4 号」に改め、
同条第 2 項中「様式第 1 4 号」を「様式第 1 5 号」に、「様式第 1 5 号」を「様式第 1 6 号」に改める。

第 1 6 条中「様式第 1 6 号」を「様式第 1 7 号」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「様式第 1 7 号」を「様式第 1 8 号」に改める。

様式第 1 7 号を様式第 1 8 号とし、様式第 1 3 号から様式第 1 6 号までを 1 様式ずつ繰り下げ、様式第 1 2 号の次に次の 1 様式を加える。

第 年 月 日 号

様

太田市長 

履行延期承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあった履行延期について、太田市債権管理条例施行規則
第 12 条第 4 項の規定により、下記のとおり承認を取り消します。

記

- 1 債務の内容
- | | |
|-------|---|
| 債 権 名 | : |
| 債権金額 | : |
| 履行期限 | : |

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。